

# 島根県内部統制評価報告書

【評価対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）】

## 【目次】

1. 評価対象期間及び評価基準日 .....	1
2. 内部統制の整備及び運用に関する事項 .....	1
(1) 島根県における内部統制の基本的枠組み	
(2) 内部統制を推進する取組	
① 全庁的な内部統制体制の整備	
② 業務レベルの内部統制の評価手続き	
ア 内部統制制度実施マニュアルの作成・配布	
イ 自己点検の実施	
ウ 内部統制評価部局（人事課）による評価の実施	
③ 重大な不備の有無及び内部統制の有効性の判断	
3. 評価結果 .....	2
(1) 全庁的な内部統制の評価	
(2) 業務レベルの内部統制の評価	
(3) 重大な不備の有無及び内部統制の有効性の判断	
① 重大な不備	
② 有効性の判断	

## 【添付資料】

1. 島根県内部統制基本方針（令和2年3月17日策定） .....	5
-----------------------------------	---

島根県知事は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する評価報告書を次のとおり作成しました。

## 1. 評価対象期間及び評価基準日

- (1) 評価対象期間 令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
- (2) 評価基準日 令和 6 年 3 月 31 日

## 2. 内部統制の整備及び運用に関する事項

島根県知事は、島根県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、島根県においては、地方自治法第 150 条第 1 項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「島根県内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 17 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### (1) 島根県における内部統制の基本的枠組み

- 対象部局  
知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会、警察本部、各委員会
- 対象事務  
財務に関する事務
- 全庁的な体制の整備  
知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とする「内部統制推進本部」を設置
- 業務レベルのリスク対応策の整備  
過去の監査からの指摘事項等を踏まえ、業務上のリスクを抽出し、分析・評価を行ったうえで、対応策を検討・整備（リスク評価シートの作成など）

### (2) 内部統制を推進する取組

#### ① 全庁的な内部統制体制の整備

ガイドラインで全庁的な評価項目として掲げられている、リスク評価と対応プロセスの明示や、各所属において決定された対応策が実際に行われているか等の 28 項目について整備

#### ② 業務レベルの内部統制の評価手続き

##### ア 内部統制制度実施マニュアルの作成・配布

- ・ 内部統制の目的、リスク評価シートの作成・更新や自己点検に係る手順を示した実施マニュアルを作成
- ・ 各所属における日常の業務の遂行において、リスクの把握・評価・対応、モニタリング及び改善からなる PDCA サイクルによる事務の適正な執行を確保

##### イ 自己点検の実施

各所属で、リスク評価シートに掲げるリスクについて自己点検を実施

ウ 内部統制評価部局（人事課）による評価の実施  
各所属による自己点検の結果を基に、当該不備の状況や改善策などの所属への聞き取り調査及び出納局との協議などを行い、評価を実施

③ 重大な不備の有無及び内部統制の有効性の判断

3. 評価結果

ガイドラインに従い、内部統制の対象事務である財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施した結果は下記のとおりです。

(1) 全庁的な内部統制の評価

評価を実施した結果、不備は把握されませんでした。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

全庁的に発生する可能性のあるリスク 32 項目、個別業務に限定されるリスク 33 項目の計 65 項目について、整備状況及び運用状況それぞれの不備の内容を評価

	整備上の不備（注1）		運用上の不備（注2）	
	件数	主な不備の内容	件数	主な不備の内容
全庁的に発生する可能性があるリスク	7	・ 担当者以外の者による業務確認体制の不備 ・ 契約書等の記載内容が不適切	198	・ 支出負担行為処理期限の超過 ・ 出納機関に対する事前協議の未実施 ・ 諸帳簿の記載、決裁及び様式の不備 ・ 旅費の不適切な精算手続き ・ 物品の処分手続きの不備 ・ 納期限を3か月以上超過しての収入 ・ 履行検査の時期、様式等の不備 ・ 資金前渡の精算手続きの不備
個別業務に限定されるリスク	8	・ 収入調定に係るチェック体制の不備	99	・ 給与の誤支給 ・ 収入額の算定の誤り ・ 領収書の未発行、記載漏れ等の不備 ・ 公有財産台帳の記載漏れ等の不備 ・ 収入調定の1か月以上の漏れ
合計		15件		297件

評価結果	いずれの不備についても、該当所属において不備を認識後、対応策を整備し、評価基準日において不備が是正されていることを確認	このうち3件は重大な不備（(3)①参照）であったが、これら3件の重大な不備も含めたいずれの不備についても、該当所属において不備を認識後、対応策を整備し、評価基準日において不備が是正されていることを確認
------	---	--

(注1) 整備上の不備：内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の不備

(注2) 運用上の不備：整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた等の不備

### (3) 重大な不備の有無及び内部統制の有効性の判断

#### ① 重大な不備

内部統制の重大な不備とは、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対して大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じたもの

#### 【結果】

重大な不備に該当する不備が3件ありました。

#### ア 障害者相談支援事業等の委託に係る消費税の取扱い誤り（健康福祉部）

障害者相談支援事業等については、社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となることが示されましたが、非課税として委託を行っていた事案が発生しました。

発生の原因については、当該事業が社会福祉事業に該当し、非課税になるものと誤認したことによるものと考えております。

このことを踏まえ、消費税の非課税となる特例等に該当する事業であるかどうかについて、関係法令等を確認の上、起案段階で法令根拠、確認方法等を明記するなど確認を徹底する是正措置を講じております。

#### イ 精算金振込における過不足等（商工労働部）

委託先から電子クーポン加盟事業者への精算金振込において、過不足等が発生し、事業者からの返金及び事業者への追加支払等を行う事案が発生しました。

発生の原因については、通常、対象期間のデータをまとめて抽出するところ、3月は国への年度末報告の都合上、期間を分けてデータ作成したため、その過程において集計を誤ったものと考えております。

このことを踏まえ、県及び委託事業者において、支払い事務におけるチェックの強化及び事務全体の確認作業を実施する是正措置を講じております。

#### ウ 指定管理に係る事業計画書の審査等が適当でないもの（教育委員会）

県と指定管理者との間で取り決めた指定管理業務仕様書において、浴槽水及び冷却塔冷却水に係る水質検査を年1回実施することが規定されていたところ、平成28年に実施した以外は行われていなかった事案が発生しました。

発生の原因については、県と指定管理者との間での確認が不十分であったことによるものと考えております。

このことを踏まえ、以下の再発防止策を講じております。

- ・ 仕様書と業務計画、業務報告の内容が合致しているか、県及び指定管理者で相互に確認を行う。
- ・ 指定管理者において、定期的実施する業務を網羅した年間計画を作成し、現場と本社で共有し、社内でダブルチェックを行う。

#### ② 有効性の判断

評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合又は評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合、有効に整備又は運用されていないと判断

**【結果】**

これらの不備について、個々の対応状況をもとに事案の影響度や重要度を勘案して検討した結果、一部の所属において運用上の重大な不備を把握したため、島根県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

令和6年7月18日  
島根県知事 丸山 達也

## 島根県内部統制基本方針

### 1 内部統制の目的

地方自治法で義務付けられた内部統制体制を構築するため、限られた人員体制で、適正な業務執行を担保しつつ、効率的かつ効果的に業務を執行していくための体制を整備し、次の取組を推進します。

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務継続性の確保や、法令等の遵守を目的とした既存の取組を基本とし、組織としてのチェック体制を新たに制度化することで、適正な業務執行を組織的に担保していきます。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

予算や決算等による財務報告の信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保管及び管理を進めます。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範の遵守を徹底し、法令等に適合しない職務の執行があった場合は、原因を調査し、再発防止に努めます。

#### (4) 資産の保全

県が保有する財産や行政情報は県民と共有する資産であり、有効な利活用と適正な手続きによる取得、使用及び処分等により、その保全に取り組みます。

### 2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は財務に関する事務とします。

### 3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

#### (1) 内部統制推進本部の設置

知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とする「内部統制推進本部」を設置し、知事の下で全庁的に取組を進めます。

#### (2) 内部統制の整備及び運用の実務的な責任者

副知事を実務的な責任者とし、内部統制の整備及び運用を行います。

#### (3) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、県民に公表します。

#### (4) 監査委員との連携

監査委員と、内部統制に関する情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

### 4 内部統制基本方針の位置付け

この基本方針は、地方自治法第150条第1項に規定する方針です。

### 5 内部統制に関する方針の見直し

内部統制体制の整備状況及び運用状況、評価報告書や監査委員からの意見等を踏まえ、必要に応じて柔軟に内部統制に関する方針の見直しを行います。

令和2年3月17日

島根県知事 丸山 達也